

医療安全トピックス TOPICS

Vol.87

慶越 真由美

日本看護協会看護開発部看護業務・医療安全課

カリウム製剤投与間違いを撲滅する —— 部署特有のルールを考える

カリウム製剤の投与間違いの医療事故は、致死的な不整脈を誘発し重大事故につながります。これまでに発生した事故を教訓に、国や本会をはじめ医療関係団体から、カリウム製剤に関する安全情報や提言が出されてきました。しかし、未だカリウム製剤投与間違いの事故はなくなっておりません。カリウム製剤投与間違いの事故は、その重大性から1件たりとも起こしてはならず、絶対に撲滅しなければなりません。本年度、日本看護協会と日本病院薬剤師会の主催、厚生労働省や医療関係団体の後援で「カリウム製剤投与間違い撲滅キャンペーン」を実施しており、本誌2017年11月号の特集2や過去数回にわたり本連載でも取り上げてきました。これまで述べてきたとおり、カリウム製剤投与間違いの事故は、組織に潜んでいたさまざまな医療安全上の問題が顕在化し発生することが少なくありません。よって、カリウム製剤投与間違いが起こる潜在的なリスク要因がないか、見直しをすることが必要です。

今回は、組織の医療安全上の問題の1つである部署特有のルールについて考えていきます。

●カリウム製剤の安全管理の大前提

カリウム製剤の安全管理の大前提は、1. 添付文書に基づいて取り扱いをすること 2. 医療機関内で管理や取り扱いの手順を定め、統一した運用を行

うことです。

1. 添付文書に基づいて取り扱いをすること

添付文書は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき、医薬品の適用を受ける患者の安全を確保し適正使用を図るために、医師、歯科医師、薬剤師等の医療関係者に対して必要な情報を提供する目的で当該医薬品の製造販売業者が作成するもの」¹⁾であり、添付文書の記載のとおりに取り扱いをすることは、カリウム製剤に限らず医薬品を安全に使用するための大前提です。

カリウム製剤の添付文書の一例を下記に示します。

KCL注10mEqキット「テルモ」KCL注20mEqキット「テルモ」

〈用法及び用量に関連する使用上の注意〉

- (1) 本剤は電解質の補正用製剤であるため、必ず希釈して使用すること（カリウムイオン濃度として40mEq/L以下に必ず希釈し、十分に混和した後に投与すること）。
- (2) ゆっくり静脈内に投与し、投与速度はカリウムイオンとして20mEq/hrを超えないこと。
- (3) カリウムイオンとしての投与量は1日100mEqを超えないこと。

（添付文書KCL注10mEqキット「テルモ」KCL注20mEqキット「テルモ」
2008年8月改訂。）